

## 132条の2の適用巡り国敗訴

# 地裁 合理的な事業目的認定、 欠損金の引継ぎ認める

吸収合併した子会社の未処理欠損金額の引継ぎを巡り、法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）の適用の可否が争われた事案で、東京地裁民事2部（衣斐瑞穂裁判長）は令和8年6月18日、当該規定の適用を違法とする判決を下した。

裁決では、原告が行った組織再編について、子会社が行っていた事業を分割により他の法人に移転させ、あえて子会社を欠損金額のみを有する法人にした上で吸収合併により原告が欠損金を引き継いだものと認定され、132条の2の適用が適法とされたが（本誌1004号4頁参照）、地裁判決では、一転、本件各合併は、本件各分割とともに、原告の従来の経営課題に沿う組織再編成の一環として行われたものであり、その手順や方法が通常は想定されないものであったり、実態とはかい離したものであったりするとは言えず、税負担の減少以外の合理的な事業目的を有するものと判断された。

## 吸収分割で事業を移転させた後の子会社を吸収合併した組織再編が問題に

事案の概要は図のとおり。加工食品等の製造、販売及び輸出入等を行う原告は、複数の子会社と共に企業グループを形成していた。

平成27年2月、原告の100%子会社C社が設立され、同様に原告の100%子会社であるA社の唯一の事業である低温事業（冷蔵・冷凍食品の卸売事業をいう）が、平成27年9月1日に吸収分割契約によりC社に承継された。その後、平成27年12月1日にA社は原告に吸収合併された。

同様に、原告の100%子会社であるB社も、唯一の事業である低温事業が平成28年12月1日に吸収分割契約によりC社に承継され、同日に原告に吸収合併された。

原告は、A社及びB社が有していた未処理欠損金額を原告の欠損金額に合算して法人税等の申告を行ったが、処分行政庁が法人税法

132条の2を適用し、これらの欠損金額の合算を認めないとする更正処分等を行ったことから、訴訟に至った。

### 税負担の減少目的もあるも合理的な事業目的あり

東京地裁は、法人税法132条の2の適用の判断枠組みとして、ヤフー事件判決を引用した上で、当該事案について検討した。

まず、A社及びB社にグループ内外の低温事業が順次集約され、新設会社のC社に移されたという一連の過程は、低温事業における組織体制の強化と事業規模の拡大という経営課題に沿うものであり、C社の財務内容の健全化や低温事業を円滑に実施するための措置が講じられていることをも併せ勘案すると、その手順や方法が、組織再編成として通常想定されない不自然なものであったり、または実態とはかい離した形式を作出したりしたも